

厚生年金等加入証明書の提出について

- 1 国民年金に加入している方は、証明を受ける必要はありません。
- 2 次の①～⑦の保険に加入しているときは、申請者の保険証のコピーを提出することで、「年金加入証明書」に代えることができます。
 - ①健康保険被保険者証（全国健康保険協会、健康保険組合等の健康保険証）
 - ②船員保険被保険者証
 - ③私立学校教職員共済加入者証
 - ④全国土木建築国民健康保険組合員証
 - ⑤日本郵政共済組合員証
 - ⑥文部科学省共済組合員証（大学等支部に限る）
 - ⑦共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの

厚生年金等加入証明願（児童手当用）

事業主 殿

住所 _____

申請者

氏名 印

私が、被用者年金に加入していることを証明願います。

厚生年金等加入証明書（児童手当用）

事業所所在地

事業所名称

(証明者)

代表者又は責任者 (印)

電話番号

令和 年 月 日

次のとおり年金に加入していることを証明します。

氏 名	
加入制度名	厚生年金保険 ・ _____ 共済組合 その他 ()
基礎年金番号	—
加入年月日	昭和 _____ 年 _____ 月から継続して加入 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※退職後、任意に継続している方は証明できません。ご注意ください。

※太枠内は、すべて事業所にて記入してください。